

令和5年台風第7号対応の検証報告書

令和6年5月

京都府危機管理部災害対策課

目 次

はじめに	P2
第1章 気象の概況・台風による影響	P3
1 気象の概況	
2 降雨の状況	
3 被害の概要	
第2章 課題と今後の対応策	
1 府民の安全確保について.....	P9
(1) 災害を予測した気象情報等の収集と発信	
(2) 早期自主避難情報の発信	
(3) 水害等避難行動タイムラインの策定の促進	
(4) 要配慮者の避難支援対策の推進	
(5) 水位・氾濫予測システムによる予測情報の試験的配信	
(6) 府の災害対策本部の設置等	
2 防災・減災対策の推進について.....	P13
(1) 流木や倒木のおそれがある危険木の除去の推進	
(2) 河川の流下能力の向上と排水ポンプ機能の強化	
(3) 土砂災害及び孤立集落発生を防止するための基盤整備の推進	
(4) 公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進	
3 被災者の生活再建支援について.....	P15
(1) 住家・非住家及び農地等の被害状況の早期把握	
(2) 被災者支援制度の広報と被災者相談体制の充実	
(3) 災害ボランティア活動への支援	
4 農地等の早期復旧について.....	P17
(1) 農地、農業用施設の復旧支援	
(2) 農業用施設のうち、パイプハウス等の復旧支援	

はじめに

令和5年8月15日の夕方に京都府に最も接近した台風第7号においては、紀伊半島に上陸する前の14日夜には、福知山市、舞鶴市、綾部市で記録的大雨情報が発表されるなど、中丹地域を中心に大雨に見舞われ、京都市中京区と京田辺で観測した最大瞬間風速は、いずれも8月の観測史上1位を更新した。

8月15日には、災害により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、福知山市、舞鶴市及び綾部市に災害救助法を適用した。

この豪雨と暴風により、軽傷者6名、全壊8棟、半壊12棟、一部損壊17棟、床上浸水79棟、床下浸水289棟等の住家被害が発生し、最大422名の方が避難所に避難された。

これまでの災害は河川本川及びその支川の氾濫による浸水が中心であったが、今回は山間部の谷筋からの出水により、家屋や農地などに大きな被害が発生した。

本報告書は、府民の安心・安全を確保するため、今回の災害で浮き彫りとなった課題を検証し、必要となる対策を整理し、今後の府、市町村及び関係機関による対策の方向性をとりまとめるものである。

令和6年5月

第1章 気象の概況・台風による影響

1 気象の概況

8月8日 09 時に南鳥島近海で発生した台風第7号は、12 日には父島の北をゆっくりとした速さで北西に進み、15 日 05 時前に和歌山県潮岬付近に上陸した。その後、紀伊半島を北北西に進み、15 日 13 時頃には兵庫県明石市付近に再上陸し進路を北に変え、夕方に京都府に最も接近したのち、15 日 20 時頃には日本海に抜けて、能登半島沖を北に進んだ。

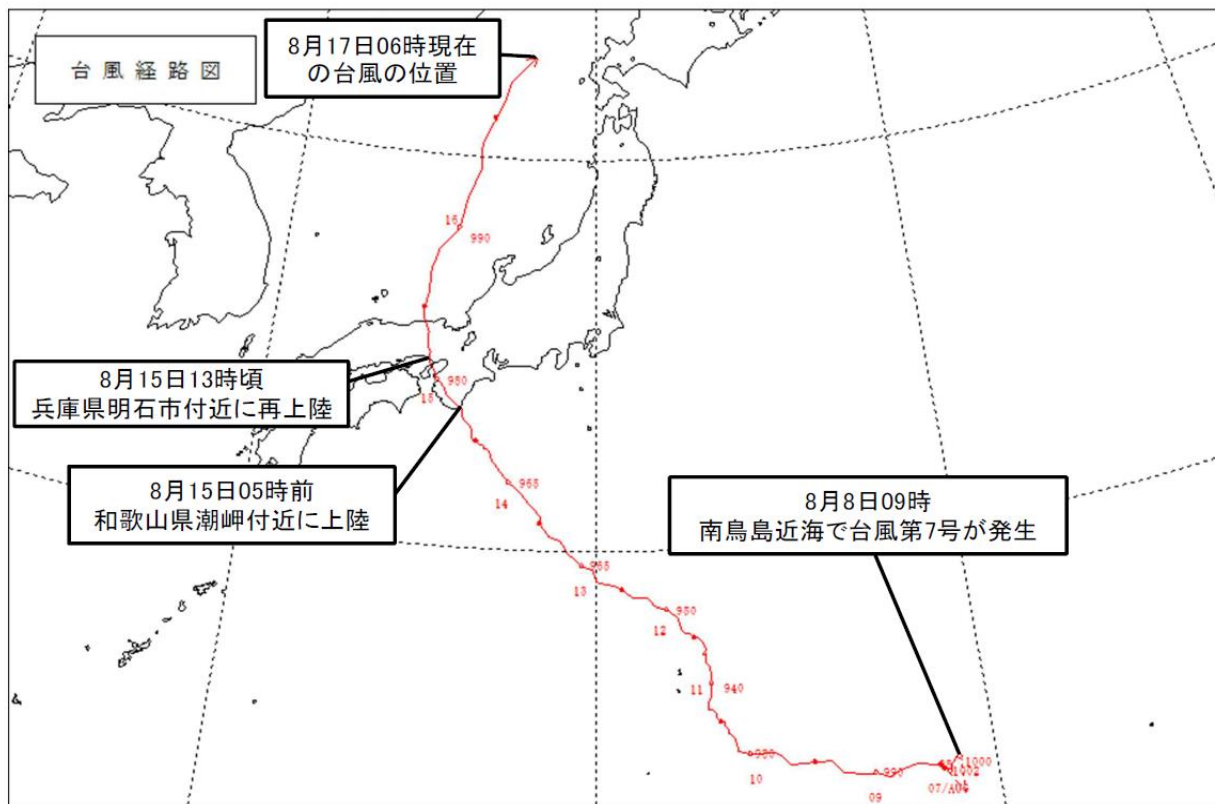
台風の影響で、京都府内は14日から16日にかけて局地的な大雨や強風を伴った大雨となり、この大雨によって、記録的短時間大雨情報が発表され、土砂災害警戒情報が舞鶴市や綾部市、福知山市や与謝野町に発表された。

京都府では、降り始めの13日22時から17日09時までの総降水量は、綾部市睦寄町で297.5ミリを観測した。また、期間中の最大1時間降水量は、福知山市坂浦で83.5ミリ、宮津で69.5ミリを観測した。最大3時間降水量は福知山市坂浦で110.5ミリ、舞鶴で84.0ミリを観測し、いずれも観測史上、8月の1位を更新した。また最大6時間降水量は、綾部市睦寄町で190.0ミリを観測し年間の1位を更新した。

風について、13日から17日09時までの最大瞬間風速は、京都市中京区(京都地方気象台)で北東の風25.3メートル(15日08時52分)、京田辺で東の風23.8メートル(15日10時23分)を観測し、最大風速は京丹後市間人で北東の風17.4メートル(15日12時36分)、京田辺で東の風13.2メートル(15日10時30分)を観測した。京都市中京区(京都地方気象台)と京田辺で観測した風はいずれも8月の1位を更新した。

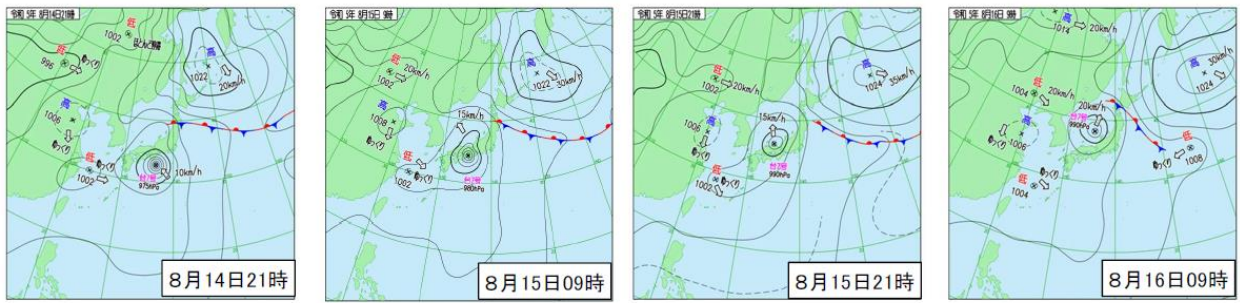
※京都地方気象台「気象速報」から抜粋

台風経路図

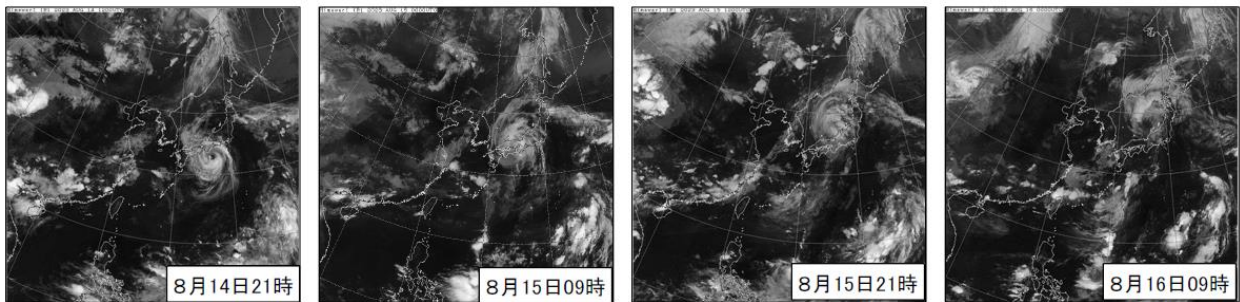


経路上の○は09時の位置、●は21時の位置、-は現時点での台風的位置、各○の2桁数字は日付、3桁以上の数字は気圧を示す。

【地上天気図】

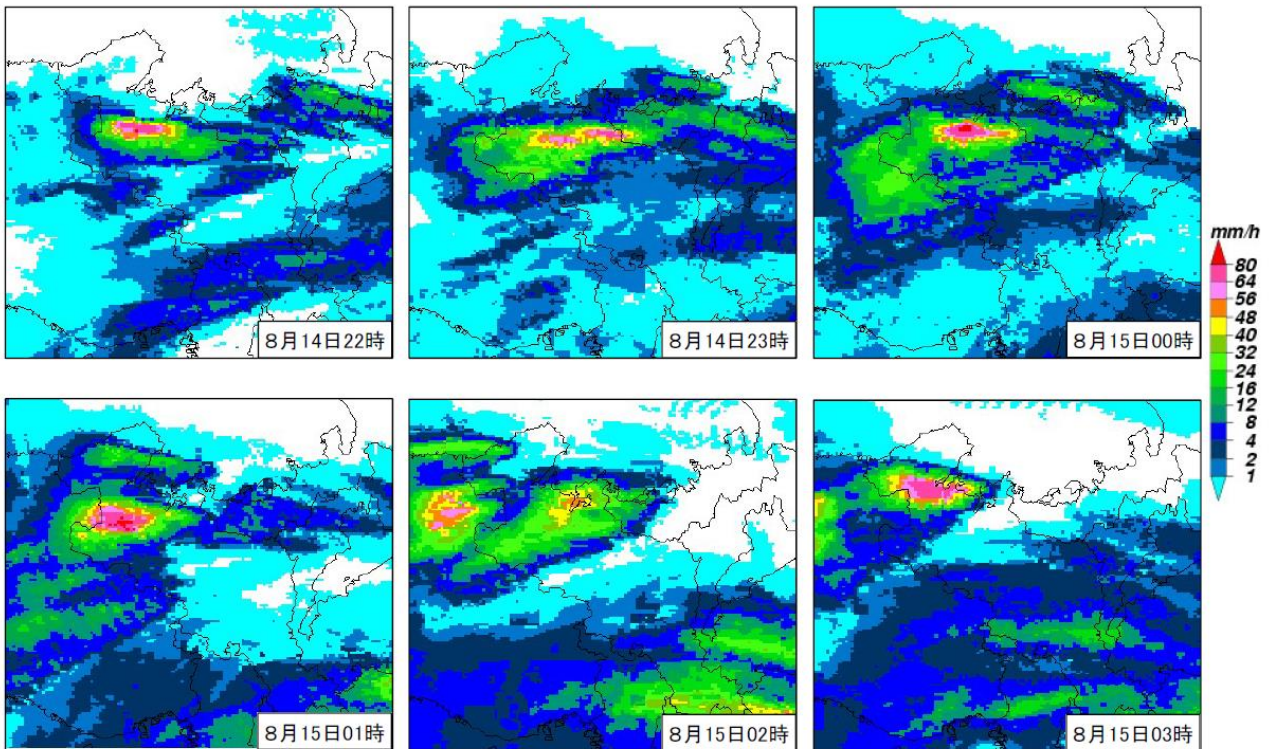


【気象衛星赤外線画像】



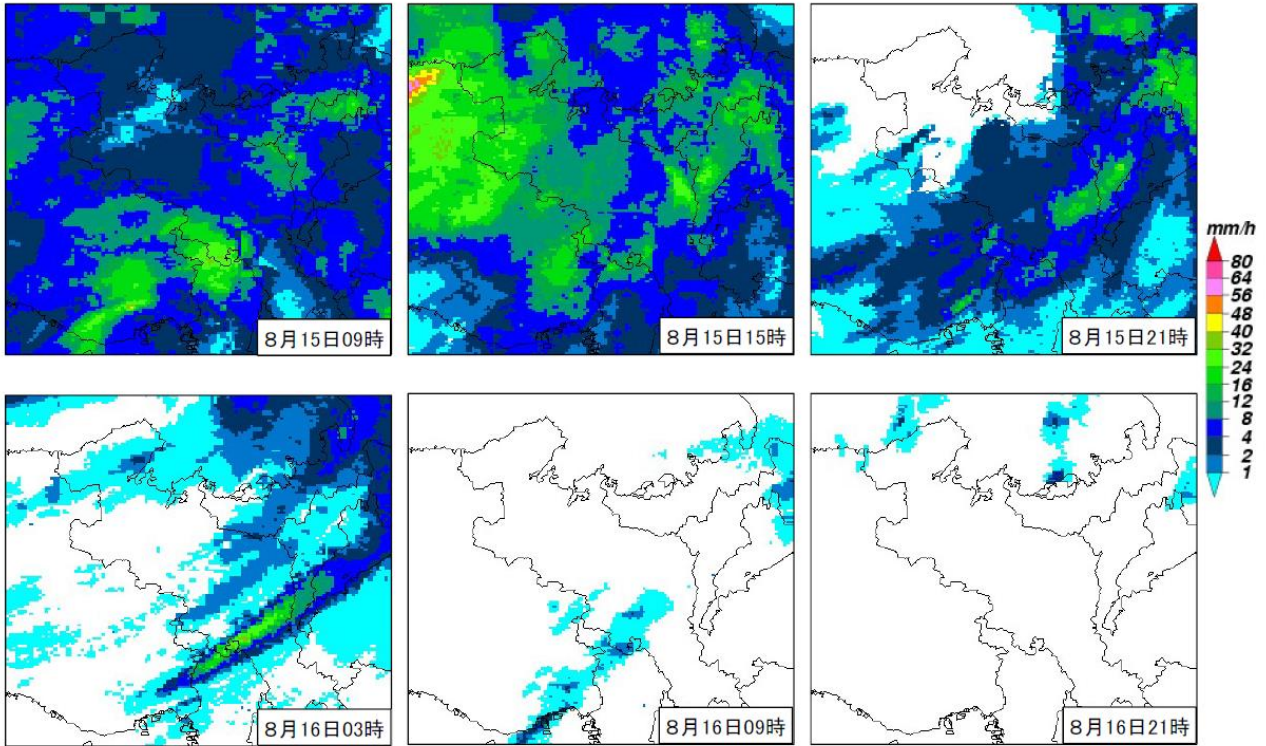
解析雨量画像

【解析雨量画像】(記録の短時間大雨情報発表時間帯)



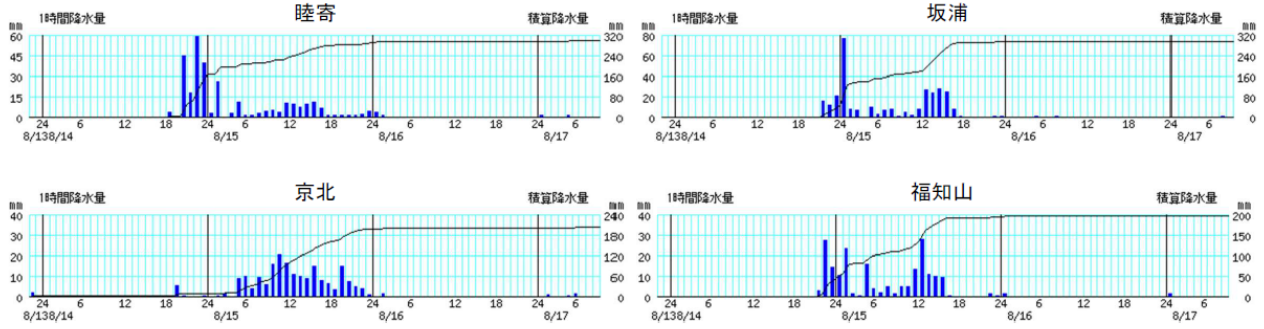
解析雨量画像

【解析雨量画像】(16日は大雨を降らすような雨雲が無かったため掲載する画像を間引いています)

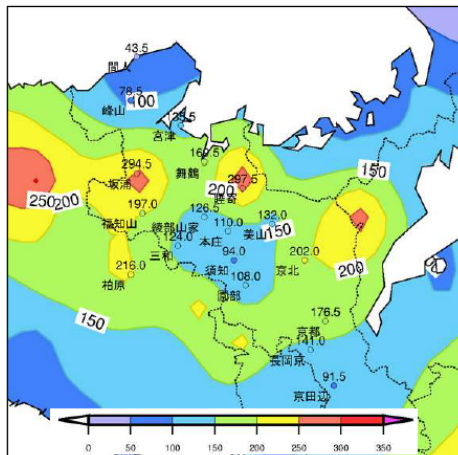


実況 (8月13日22時から17日09時)

【アメダス降水量時系列(単位:mm)】 期間降水量多い方から4か所



【アメダス期間降水量(単位:mm)】



【アメダス最大風速及び最大瞬間風速(単位:m/s)】

8月13日から17日09時の最大風速及び最大瞬間風速 (青字は8月の極値)						
観測地点	最大風速 (m/s)	風向	時分	最大瞬間 風速(m/s)	風向	時分
間人	17.4	北東	15日12時36分	27.4	北東	15日12時27分
宮津	7.4	北	15日08時58分	16.8	北北東	15日13時25分
舞鶴	12.0	北東	15日11時13分	17.6	北北東	15日10時51分
福知山	8.7	北	15日10時47分	19.1	北	15日10時28分
美山	8.3	北東	15日07時05分	14.7	北北東	15日07時49分
園部	8.7	東	15日12時43分	17.5	北北東	15日09時43分
京都	13.1	東北東	15日09時09分	25.3	北東	15日08時52分
京田辺	13.2	東	15日10時30分	23.8	東	15日10時23分

【8月13日から17日に発表した記録的短時間大雨情報】

発表日時		情報名及び発表番号	解析地点
8月14日	22時17分	京都府記録的短時間大雨情報 第1号	舞鶴市西部付近で約90ミリ
8月14日	23時31分	京都府記録的短時間大雨情報 第2号	綾部市東部付近で約90ミリ
8月14日	23時39分	京都府記録的短時間大雨情報 第3号	舞鶴市東部付近で約90ミリ
8月15日	00時10分	京都府記録的短時間大雨情報 第4号	舞鶴市西部付近で約90ミリ
8月15日	00時40分	京都府記録的短時間大雨情報 第5号	舞鶴市西部付近で約110ミリ 福知山市中部付近で約90ミリ 福知山市北部付近で約90ミリ
8月15日	00時47分	京都府記録的短時間大雨情報 第6号	福知山市中部付近で約110ミリ 福知山市北部付近で約110ミリ

【8月13日から17日に発表した土砂災害警戒情報(京都府と共同発表)】

発表日時		情報名及び発表番号	警戒対象区域(*は、新たに警戒対象となった市町村)
8月14日	23時20分	京都府土砂災害警戒情報 第1号	福知山市大江町* 舞鶴市* 綾部市*
8月15日	00時30分	京都府土砂災害警戒情報 第2号	福知山市旧福知山市域* 福知山市大江町 舞鶴市 綾部市 与謝野町旧加悦町*
8月15日	22時30分	京都府土砂災害警戒情報 第3号	全解除

【8月13日から17日に発表した指定河川洪水予報(京都府京都土木事務所と共同発表)】

発表日時		情報名及び発表番号
8月16日	03時50分	淀川水系 鴨川・高野川氾濫注意情報 第1号
8月16日	05時20分	淀川水系 鴨川・高野川氾濫注意情報解除 第2号

2 降雨の状況

(1) 時間雨量(上位3か所)

観測所	時間雨量	降雨時間
下野条(福知山市)	79mm	2023/08/15 00:00~2023/08/15 01:00
大雲橋(福知山市大江町)	79mm	2023/08/15 00:00~2023/08/15 01:00
於与岐(綾部市)	78mm	2023/08/14 22:00~2023/08/14 23:00

(2) 累加雨量(上位3か所)

観測所	累加雨量	降雨時間
大雲橋(福知山市大江町)	376mm	2023/08/14 22:00~2023/08/15 17:00
於与岐(綾部市)	356mm	2023/08/14 18:00~2023/08/16 02:00
古和木(綾部市)	325mm	2023/08/14 18:00~2023/08/16 02:00

3 被害の状況(令和5年9月8日9時時点)

(1) 人的被害

- ・ 人的被害については、死者及び重傷者はなかったが、京都市、城陽市、向日市、精華町で風に煽られ転倒し、6名の方が軽傷を負った。

(単位：名)

市町村名	死者	重傷	軽傷	合計
京都市	—	—	3	3
城陽市	—	—	1	1
向日市	—	—	1	1
精華町	—	—	1	1
府内全体	—	—	6	6

(2) 住家被害

- ・ 住家被害については、中丹広域振興局管内を中心に多数の被害が発生した。
- ・ 小規模溪流からの土砂と倒木等の流出により、福知山市で8棟が全壊となり、福知山市で8棟、舞鶴市で4棟が半壊となった。

(単位：棟)

市町村名	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	合計
京都市	—	—	8	—	—	8
福知山市	8	8	—	20	77	113
舞鶴市	—	4	3	27	75	109
綾部市	—	—	3	32	99	134
宮津市	—	—	—	—	5	5
亀岡市	—	—	1	—	—	1
城陽市	—	—	1	—	—	1
八幡市	—	—	1	—	—	1
与謝野町	—	—	—	—	33	33
府内全体	8	12	17	79	289	405

(3) 避難の状況

・避難所開設状況

市町村名	最大開設 避難所数 (単位:箇所)
京都市	22
福知山市	47
舞鶴市	23
綾部市	29
宇治市	11
宮津市	12
亀岡市	21
城陽市	10
向日市	1
長岡京市	7
八幡市	6
京田辺市	9
京丹後市	58
南丹市	4
木津川市	11

市町村名	最大開設 避難所数 (単位:箇所)
大山崎町	2
久御山町	1
井手町	4
宇治田原町	5
笠置町	6
和束町	5
精華町	8
南山城村	9
京丹波町	101
伊根町	1
与謝野町	25
府内全体	438

・避難者の状況 (自主避難含む)

市町村名	最大避難 世帯数 (単位:世帯)	最大 避難者数 (単位:人)
京都市	(不明)	25
福知山市	68	101
舞鶴市	40	53
綾部市	18	34
宇治市	3	4
宮津市	8	9
亀岡市	12	15
城陽市	28	28
向日市	3	5
長岡京市	14	23
八幡市	19	22
京田辺市	7	7
京丹後市	10	10
南丹市	5	6
木津川市	6	9

市町村名	最大避難 世帯数 (単位:世帯)	最大 避難者数 (単位:人)
大山崎町	2	3
久御山町	6	6
井手町	—	—
宇治田原町	2	2
笠置町	2	3
和束町	6	6
精華町	—	—
南山城村	2	2
京丹波町	27	37
伊根町	2	2
与謝野町	8	10
府内全体	298	422

(4) その他の被害

- ・ 道路において、路肩崩壊や崩土、雨量基準超過等により、府管理道路では延べ34箇所が通行止め（片側交互通行含む）となった。その影響を受け、舞鶴市、綾部市で一時孤立集落が発生した。また、八幡城陽線の上津屋橋（流れ橋）では木津川の水位上昇により上部工が流出した。
- ・ 福知山市、舞鶴市、綾部市において、府管理の5河川で越水・溢水が起こり、床上・床下浸水が発生した。
- ・ 農作物、農業関係施設では、約70haで倒伏や浸水等による農作物等の被害が発生し、約180棟でパイプハウスの破損・損壊の他、茶棚や堆肥乾燥施設にも被害が発生した。
農地、農業用施設では、約320件の農地の土砂堆積等の被害のほか、水路や農道、頭首工など多くの農業用施設でも法面崩壊や土砂堆積等の被害が発生した。
- ・ 林道、林地関係では、約100箇所の林地被害と約120箇所の林道での路肩崩壊等の被害が発生し、水産関係でも被害が発生した。
- ・ 学校施設では、12校で倒木等による施設の破損等が発生した。
- ・ 文化財では、10箇所で倒木や施設の破損が発生した。
- ・ 府所有施設では、多くの施設で雨漏りが発生した他、京都テルサでは強風により看板が落下した。

第2章 課題と今後の対応策

1 府民の安全確保について

(1) 災害を予測した気象情報等の収集と発信

台風第7号では、府民に対しては、台風が本州に上陸のおそれがあると予報された8月10日から京都府に最接近した15日にかけて、気象・道路情報の確認や避難をSNSにより複数回にわたり呼びかけるとともに、府ホームページのトップ画面で「緊急情報」として、不要不急の外出を控えるなどの呼びかけ（日本語及び英語）を行った。

農林水産関係では、農業者への携帯メール連絡網により気象情報を提供するとともに、農業技術情報を府ホームページへ掲載し、提供した。また、農業用ため池管理者に決壊防止のための事前点検と低水管理等に関する注意喚起を行った。さらに、漁業会社に海洋センターから気象情報を提供し、注意喚起を行った。

課 題	○府民や府内在留の方々への情報発信と呼びかけ ○危機管理センターにおける情報収集の強化
今後の対応	○府は、関係機関と連携し、気象、鉄道の計画運休、道路の事前通行止め等の情報を随時収集し、「不要不急の外出を控える」等の呼びかけを、SNSや府ホームページなどあらゆる広報媒体を用いて情報発信を行う。 ○府は、より多くの農業従事者に情報提供を行うため、携帯メール連絡網の農業従事者を含む提供範囲の拡大や手段を検討する。

	<p>○府は、ホームページのトップ画面で「緊急情報」として、不要不急の外出を控えるなどの呼びかけを行う際には、英語だけでなく、多言語による迅速な情報発信を実施する。</p> <p>○府は、令和5年度内に一部稼働する危機管理センターにおいて、複数映像の同時表示やヘリテレやドローンからの現地の被害情報等の表示等により、関係機関等との迅速な情報共有を行い、災害発生時の迅速な初動態勢や情報共有態勢を確保し、府民の安全確保に努める。</p> <p>○府は、次世代型衛星通信系防災情報システム及びネットワーク回線の更新を推進し、災害時における関係機関との連絡・通信環境の強化を図るとともに、現場の映像を伝送する仕組みを取り入れるなど、引き続き情報収集・共有の強化を図る。</p>
--	---

(2) 早期避難情報の発信

8月14日深夜から翌日未明にかけて記録的短時間大雨情報が発表された福知山市、舞鶴市、綾部市では、それぞれ14日23時40分、14日23時20分、15日2時00分に避難指示(警戒レベル4)が発信された。また、福知山市、舞鶴市、綾部市では、それぞれ最も早いもので15日1時00分、14日18時00分、15日2時00分に避難所を開設した(自主的に避難された場合を含む)。一方で南部地域の宇治市、城陽市、京田辺市、久御山町、宇治田原町、笠置町、南山城村では、高齢者等が日中のうちに避難ができるよう14日の17時~18時に避難所を開設した。

課 題	○夜間に豪雨が見込まれる場合等における避難情報の発信及び避難所開設のあり方
今後の対応	<p>○府は、市町村と連携し台風情報等の気象情報をSNSや府ホームページなどあらゆる広報媒体を用いて情報発信を行うことにより、住民に対する早期自主避難の呼びかけを行う。</p> <p>○府は市町村と連携し、夜間や豪雨で外出が危険な場合に避難指示等を発令せざるを得ない場合には、近隣の安全な場所への避難や垂直避難など、建物内でより安全な部屋に移動する屋内安全確保を呼びかける。</p> <p>○また、住民自身による適時適切な避難行動ができるよう、地域と連携し作成した水害等避難行動タイムラインを踏まえた避難所の開設ができるよう検討する。</p>

(3) 水害等避難行動タイムラインの策定の促進

綾部市物部町下市地区では、事前に策定していたタイムラインに従い、綾部市からの避難指示が出される前に、住民が自主的に公民館に避難され、高齢者には自主防災組織のメンバーによる訪問又は電話により避難を呼びかけた。

課 題	<p>○住民自身が防災意識を高め、地域で助け合いながら避難行動等を行う体制の構築</p> <p>○大規模水害発生時の避難体制の構築</p>
-----	---

今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○府は、市町村と連携し、土砂災害警戒区域がある区域や洪水浸水想定区域で浸水深が深い地域等において、住民の避難行動タイムラインの策定を促進する。 ○府は、自主防災組織を充実させるため、地域防災の担い手となる防災士を養成する。 ○府は、避難行動の成功事例を市町村等関係機関で情報共有する。 ○府は、河川流域を考慮した 10 ブロックについて、市町村を跨ぐ広域避難の判断スイッチ(タイムライン)を盛り込んだ広域避難計画の策定を市町村と連携し、推進する。
-------	--

(4) 要配慮者の避難支援対策の推進

山城広域振興局及び中丹広域振興局の府保健所では、人工呼吸器使用者等への充電状況の確認、酸素残量の確認等について難病・小児慢性患者へ事前に連絡していたことにより、停電等の復旧に時間を要する場合の患者・家族が行う病院への入院調整が迅速に行われた。

また、福知山市等において個別避難計画に基づく避難が実施された事例があった。一方で、大事には至らなかったものの、計画に基づき避難を促したにも関わらず避難されなかった箇所ですら土砂による被害が発生した事例もあった。

課題	○高齢者や障害者等の要配慮者が安全に避難できる体制の構築
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○府は、市町村と連携し、高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する個別避難計画の策定を促進する。 ○府(保健所)は、市町村が行う避難行動要支援者への啓発を支援するとともに、指定難病・小児慢性特定疾病受給者に対して個別に情報提供を行う。 ○府(保健所)は、指定難病・小児慢性特定疾病受給者のうち、人工呼吸器使用者など、長時間の停電により生命の危機が懸念される者の個別避難計画策定に際して市町村を支援する。 ○府は、個別避難計画の作成を支援するため、市町村向けの研修を実施する。 ○府は、避難行動の成功事例を市町村等関係機関で情報共有する。

(5) 水位・氾濫予測システムによる予測情報の試験的配信

本システムは、気象台の雨量予報を基に、府管理の主要な 170 河川において水位予測を行うものであり、令和5年6月から市町村・気象台に対して試験的に情報配信している。

170 河川のうち、中規模な 37 河川については周辺住民に避難を促す氾濫危険水位を、133 の小規模河川については氾濫が始まる氾濫開始相当水位を基準に到達時間を予測し、実態と比較して検証しているところである。台風第7号の大雨の際には 10 ケ所で氾濫危険水位又は氾濫開始相当水位を実際に超過したが、降雨量が気象予報を上回ったため、7箇所ですら予測より早く氾濫危険水位等に達した。

課 題	○ 水位超過の予測時間等に幅が出ることを織り込んだタイムラインの構築
今後の対応	○中規模河川については、避難に要する時間を考慮した氾濫危険水位を設定済みであり、予測時間が正確性を欠いてもより早い避難に繋がるため、予測情報を活かしたタイムラインの構築を市町村と共に検討する。 ○小規模河川に設定している氾濫開始相当水位については、超過前後の現地状況を観察した結果を基に必要に応じた見直しに向けて市町村と協議する。 ○早期避難の実現に向け、学識経験者や市町村と連携してシステムの精度検証や実用性の向上に取り組むとともに、予測情報を活用した避難行動のありかたを検討する。

(6) 府の災害対策本部の設置等

① 府の体制

台風第7号では、8月15日の紀伊半島上陸の前日となる14日夜に、福知山市、舞鶴市、綾部市で記録的短時間大雨情報が発表されるなどの大雨となった。

8月14日18時47分に伊根町を除く府内市町村に大雨注意報が発表されたことに伴い京都府地域防災計画に基づき、京都府災害警戒本部(基本配備)を設置し、22時13分に舞鶴市に大雨・洪水警報が発表されたことに伴い京都府災害警戒本部及び災害警戒支部の2号配備とし、体制を強化した。

さらに、福知山市、舞鶴市、綾部市の3市で記録的短時間大雨情報が発表されたこと等を踏まえ、災害救助法施行令第1条第1項第4号の「多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること」に該当するものとして8月15日に災害救助法の適用を決定した。(適用日は8月14日から)

8月16日9時42分に府内全ての警報が解除(2市1町を除き大雨注意報は継続)されたが、一部の自治体で災害対策本部を継続していることと、被害の全容が明らかになっておらず今後の降雨で更なる被害発生のおそれがあることから、京都府災害警戒本部及び被害が多数発生している中丹広域振興局災害警戒支部を1号配備とし、警戒体制を継続した。

8月17日9時27分には、府内全ての注意報が解除されたが、一部の自治体で災害対策本部を継続していることと、今後の降雨で更なる被害発生のおそれもあることから、京都府災害警戒本部及び中丹広域振興局災害警戒支部は1号配備体制を継続した。

8月21日以降は、一部の自治体で災害対策本部を継続していることから京都府災害警戒本部(基本配備)及び中丹広域振興局災害警戒支部を継続した。(令和6年3月26日に府内全市町村の災害応急対策活動が完了したことを確認し、同本部(支部を含む)を閉鎖)

また、京都府では、府地域防災計画の改定や防災対策を協議するため、例年出水期前の6月上旬に京都府防災会議を開催し、防災会議の構成機関及び団体が連携し、防災対応・対策に取り組んでいるが、令和5年は、平年より8日早い5月29日ごろに梅雨入りしたとされ、出水期(6月中旬～10月中旬)前の6月2日には梅雨前線の影響により府内全市町村に大雨警報が発表される大雨となり、開催時期の見直しが課題となった。

②災害救助法を適用した市の体制

・福知山市

8月14日22時13分に福知山市に洪水警報が発表されたことに伴い、災害警戒本部を設置し、23時13分に福知山市に大雨警報発表後の23時40分に災害対策本部に切り替え、体制を強化した。(令和6年3月26日に閉鎖)

・舞鶴市

8月14日22時13分に舞鶴市に大雨・洪水警報が発表されたことに伴い、災害警戒本部を設置し、8月16日14時05分には災害対策本部に切り替え、体制を強化した。(令和6年3月5日に閉鎖)

・綾部市

8月14日22時57分に綾部市に大雨・洪水警報が発表されたことに伴い、災害警戒本部を設置し、8月15日未明に犀川において氾濫が発生したことにより、8月15日2時に災害対策本部に切り替え、体制を強化した。(令和5年11月14日に閉鎖)

課 題	○府の災害対策本部の設置及び閉鎖基準の見直し ○京都府防災会議の開催時期の見直し
今後の対応	○災害対策本部の設置は、暴風雨若しくは大雨、地震等のため、相当の被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときに、下記の状況判断を踏まえ、知事が決定することとしている。 1 府内における降雨状況及び降雨予想 2 府内主要河川の水位変動状況 3 台風の進路予想 4 府内各地の被害発生状況 5 近畿地方各府県の防災体制 ○台風第7号では、災害救助法を適用した福知山市、舞鶴市、綾部市でそれぞれ災害対策本部を設置していることを踏まえ、府における災害対策本部設置に係る判断基準に「6 府内市町村の災害救助法の適用状況」及び「7 府内市町村の災害対策本部の設置状況」を追加する。 ○防災会議の構成機関及び団体が連携し、防災対応・対策するため、京都府防災会議を出水期前の5月中旬に開催する。

2 防災・減災対策の推進について

(1) 流木や倒木のおそれがある危険木の除去の推進

台風第7号では、治山施設等の未整備箇所を中心に、普段は水の流れの少ない小流域の谷筋において急激に流量が増加し、谷筋が大きく侵食された結果、不安定となった山腹斜面が崩壊し、樹木を巻き込み土砂とともに下流へ流出したものが多くみられた。

課 題	○災害に強い森づくりの推進
今後の対応	○府は、山地災害からの復旧や今後の豪雨等による被害からの未然防止を図るため、治山施設設置、伐採木の除去及び倒木のおそれのある危険木の事前

	<p>伐採等による災害に強い森づくりを推進する。</p> <p>○府は、間伐・再造林及び風倒木除去等による森林所有者等による森林整備を支援する。</p> <p>○府は、地域が主体となって行う、裏山の危険木除去への支援など、府民税事業での取組を拡げるなど地域住民への山地災害への意識の啓発と、地域住民が感じる危険な裏山への防災対応の提案など地域ぐるみの対策の充実を図る。</p>
--	--

(2) 河川の流下能力の向上と排水ポンプ機能の強化

台風第7号では、計画規模を上回る降雨により、綾部市物部町等を通る犀川と支流の西方川で越水・溢水が起り、床上・床下浸水が発生した。

また、舞鶴市西舞鶴のマナイ商店街においても、排水ポンプを設置していたにもかかわらず、計画規模を上回る降雨により、内水氾濫が起り、床下浸水が発生した。

課 題	○河川の流下能力と排水ポンプ機能等の検証の実施
今後の対応	○府は、越水・溢水が発生した河川について、流下能力を検証し、その結果に基づいて対策を検討する。

(3) 土砂災害及び孤立集落発生を防止するための基盤整備の推進

台風第7号では、由良川水系の田中川(福知山市)、久田美川・宇谷川(舞鶴市)、犀川・西方川(綾部市)で越水・溢水が起り、床上・床下浸水が発生した。

崩土や路肩決壊等による道路通行止めや、これによる孤立集落が発生した。

一方で、これまでの防災・減災国土強靱化の取組により、効果を発現し、被害発生を防止した箇所もあった。

(ア) 福知山市の谷河川では、平成30年7月豪雨被害を踏まえて新たに設けた砂防堰堤が、今回の大雨では流出した土砂をせき止め、下流への土石流を回避した。

(イ) 福知山市の牧川では、台風第7号における最大3時間雨量が、平成30年7月豪雨時を上回ったが、河道掘削や樹木伐採を行ったことにより河道断面が増えたため、最高水位を避難判断水位以下に抑えた。

(ウ) 綾部市の上林川では、台風第7号における最大6時間雨量が、平成29年台風第21号時と同程度であったが、浚渫を行ったことにより水位上昇を抑えられたため、越水・溢水を回避できた。

(エ) 福知山市大江町二箇の舞鶴福知山線では、台風第7号の総雨量が、平成25年台風第18号時と同程度であったが、道路の嵩上げを行ったことにより冠水を回避した。

課 題	<p>① 浸水被害を防止・軽減するための河川整備等の推進</p> <p>② 土砂災害を防止するための砂防・急傾斜地崩壊対策事業の推進</p> <p>③ 冠水や集落の孤立を防止するための道路整備等の推進</p>
今後の対応	<p>国の「防災・減災、国土強靱化」予算を最大限活用し、次の事業などを進め、防災基盤を整備する。</p> <p>① 河川整備等の治水対策の推進</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府は、被災箇所の早期復旧を目指すとともに、国や市町村と連携し、河川改修や貯留施設の整備等、総合的な治水対策を推進する。 ・ 府は、国や市と連携し、それぞれが所有する排水ポンプ車を有効に活用し、浸水被害の軽減に努める。 <p>② 土砂災害対策の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府は、被災箇所の早期復旧を目指すとともに、砂防・急傾斜地崩壊対策事業を着実に実施する。 <p>③ 冠水や集落の孤立を防止するための道路整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府は、被災箇所の早期復旧を目指すとともに、冠水や集落の孤立を防止するための道路整備等の防災対策を進める。
--	--

(4) 公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進

台風第7号では、学校等における施設の一部の飛散・破損や雨漏り、京都テルサにおける看板の一部落下、中丹文化会館など府所有の会館等における雨漏りが発生した。

課 題	○点検・修繕等による公共施設等の総合的かつ計画的な管理
今後の対応	<p>京都府公共施設等管理方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する。</p> <p>① 点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府は、施設の長寿命化等を図るため、法令に基づく点検の実施とともに、施設管理者による自主点検を実施し、施設の劣化状況等の把握を適切に行う。 ・ また、施設管理者が劣化状況を把握しやすくするため、研修の実施や建築・設備系の技術者による現地調査等を実施し、的確な劣化状況の評価に基づいた修繕・改修を推進する。 <p>② 修繕・改修等の計画的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府は、点検・診断等により把握した施設の劣化状況や重要度のほか、施設の利用状況等も考慮した上で、予防保全型の維持管理を計画的に実施する。

3 被災者の生活再建支援について

(1) 住家・非住家及び農地等の被害状況の早期把握

台風第7号の被災地は、地理的(谷あい、小規模)な事情や住民の高齢化に加え、空家などが存在する集落も多く、市による各地域、集落の被災状況の迅速な把握に支障が生じた。また、府、市町村及び関係機関が情報を共有する府防災情報システムへの反映にも時間を要した。

住家の全壊被害は8棟であったが、被災者生活再建支援法の適用基準の一つである全壊 10世帯以上か否かの把握に時間を要した。

台風第7号では記録的短時間大雨により、数多くの溪流・谷筋や小水路・小河川で越水・溢水が発生したこと等に伴い、農地や農作物の被害が多く発生した。

課 題	○住家及び非住家及び農地等の被害状況を早期に把握するための仕組み
今後の対応	<p>○府は、災害応急対策を適切に行うため、市町村と連携し迅速かつ的確に住家・非住家及び農地等の被害情報の収集に努める。</p> <p>○府は、災害直後の市町村の対応や体制を考慮し、市町村の災害対策本部会議に振興局の職員を出席させるなど、情報収集や防災情報システムへの入力などの市町村支援を行う。</p> <p>○特に全壊被害が発生している場合は、被災者生活再建支援法の適用可否を迅速に把握するため、詳細を確認するための市町村との連絡体制を広域振興局と危機管理部、建設交通部で構築する。</p> <p>○府は、被災直後から円滑に農業災害の被害状況が把握できるよう、調査・報告マニュアルの見直しを行う。</p> <p>○府は、ため池下流に人家が多い、又は貯水量が多く、決壊で甚大な被害が発生する恐れのあるため池に、遠隔監視システム(カメラ)の導入を働きかける。</p> <p>○府は、被災直後に各市町村に被災状況を確認し、被害調査に時間を要する場合、府も被害調査に参加し、市町村を支援することにより、調査期間の短縮を図る。</p>

(2) 被災者支援制度の広報と被災者相談体制の充実

台風第7号では、8月15日に福知山市、舞鶴市、綾部市に災害救助法を適用したことを受けて、府内の被災地及び被災者の支援を行う活動について地域交響プロジェクト交付金(被災地支援プログラム)を活用することとし、さらに申請手続を簡素化するよう制度改正して実施するとともに、8月16日には、中小企業者や農業漁業者への相談窓口を設置するなど、被災者を迅速に支援した。また、府税の災害減免措置対応も行った。こうした災害支援の取組について、SNS や府ホームページなどあらゆる広報媒体を用いて情報発信を行った。

課 題	<p>○被災者支援制度の広報</p> <p>○被災者相談体制の充実</p>
今後の対応	<p>○府は、被災者支援制度について全ての被災者に周知できるよう、市町村や関係団体と連携し、迅速な広報に努める。</p> <p>○被災者からのあらゆる相談に対応できるよう、既に協定を締結している京都弁護士会、京都府行政書士会に加え、京都府司法書士会等との連携を検討し、相談体制の充実を図る。(令和6年3月25日に京都司法書士会、一般社団法人京都公共嘱託登記司法書士協会との災害時等応援協定を締結)</p>

(3) 災害ボランティア活動への支援

台風第7号では、福知山市、舞鶴市、綾部市で被災直後から災害ボランティアセンターの設置準備が開始され、それぞれ18日(福知山市、舞鶴市)、19日(綾部市)に開設された。ボランティアの募集により、延べ2,514人が活動され、被災者を支援された。

また、災害救助法を適用したことにより、災害ボランティアセンターの運営に係る人件費等の経費を負担するとともに、地域交響プロジェクト交付金(被災地支援プログラム)によりボランティア

活動における土砂やがれきの撤去、被災家屋の清掃作業等に係る費用に対し助成した。

課 題	○円滑に災害ボランティア活動が行われるための研修の充実
今後の対応	○府は、台風第7号におけるボランティア活動で得られた教訓について、例年実施している同センターに加盟している団体、市町村職員、社会福祉協議会職員を対象とした研修に反映することにより、災害時に円滑にボランティア活動が行われるよう人材を育成する。

4 農地等の早期復旧について

(1) 農地、農業用施設の復旧支援

台風第7号では、パイプハウスの被災、水稻の倒伏、鳥獣侵入防止柵をはじめ収穫期前の農地や農業用施設に被害が多数発生したことから、農地、農業用施設の復旧にあたり、災害査定を待たずに着手できる査定前着工制度の活用を推進し、収穫への影響を低減するよう努めた。

(2) 農業用施設のうち、パイプハウス等の復旧支援

パイプハウスの被災や水稻の倒伏等の被災に対し、被災した施設の復旧や農地への追加施肥など、早期の営農再開を支援するため、農業者等営農継続支援事業費により農業者を支援した。

課 題	○農地・農業用施設の早期復旧
今後の対応	○府は、農地、農業用施設の復旧にあたっては、速やかに営農が再開できるよう査定前着工制度の活用について、市町村に対して周知徹底を行う。 ○園芸ハウス台風対策マニュアルを活用し、平時からの防災対策への理解向上とパイプハウス補強等の実践に努める。 ○農業共済組合、市町村等と連携し、セーフティネットの加入を促進する。